

旧優生保護法に関する最高裁大法廷判決を受けて 患者の権利の保障を柱とした「医療基本法」の迅速な制定を！

発表者 別紙発表団体一覧

(連絡先) 〒812-0054 福岡市東区馬出1丁目10番2号

メディカルセンタービル九大病院前6階

患者の権利法をつくる会

事務局長 小林 洋二

TEL092-641-2150/FAX092-641-5707

- 1 本年7月3日、最高裁大法廷は、15名の裁判官の全員一致で、障がいのある人等を「不良な」存在として、本人の意思に反した不妊手術をもなしうるとしていた旧優生保護法の規定が違憲であることを明確に認め、国に損害賠償を命じる判決を言い渡しました。
この法律は、特定の障害や疾病をもった方々を劣ったものとして、その遺伝子を滅ぼし、優良な遺伝子のみを残そうという「優生思想」に基づくものです。これにより不妊手術等を受けた被害者は、少なくとも2万5000人にのぼるとされています。まさしく、ハンセン病患者に対する強制隔離政策と並び、我が国における戦後最大の人権侵害事案です。
最高裁大法廷は、そのような旧優生保護法の規定は、昭和23年の立法当時から、憲法13条及び憲法14条1項に違反するもので、人権を侵害するものであることが明白であったとしました。さらに、それまで旧民法724条後段を除斥期間とし、20年が経過すれば当然に権利が消滅するとしてきた判例を変更し、原告らに手術が行われたのが20年以上前のことであっても、除斥期間の適用により権利を消滅させることが著しく正義・公平の理念に反し、到底容認することができない本件のような場合には、国による原告らの権利は消滅したとの主張は公序良俗に反しまたは権利の濫用であって許されないとししました。同判決は、人権の砦たる司法府の役割を十分に果たすものであり、高く評価できます。
- 2 わたしたちは、医療政策の基本理念・方針を定める「医療基本法」の制定を目指して活動しており、「医療基本法要綱案（医療基本法フォーラム版）」を発表しています。これは医療制度を、憲法の保障する基本的人権、とりわけ13条の個人の尊厳及び25条の生存権を具体化するための制度として再構築する試みですが、今回の大法廷判決を受け、あるべき医療基本法について意見を述べます。
まず、医療基本法においては、障がいや疾病に基づく差別が許されないことを明確に規定すべきです。今もなお、障がいや疾病に基づく偏見や差別は存在しています。二度と

同様の過ちを繰り返さないために、明文の規定として謳うことは重要です。

次に、医療基本法においては、「医療従事者は、患者の権利擁護者である」ことを明らかにすべきです。旧優生保護法に基づいて障がい者や病者に対して不妊手術を行ったのは、医療従事者でした。いわば国の優生政策推進の「道具」の役割を担ったのです。これに関し、日本産科婦人科学会及び日本精神神経学会がそれぞれ過ちを認め謝罪していますが、一般に障がい者や病者は社会的に弱い立場にあり、医療においてはしばしばその基本的人権が危うくされます。日常診療における患者の権利に関する世界医師会リスボン宣言は、その前文に、「医師および医療従事者、または医療組織は、この権利を認識し、擁護していくうえで共同の責任を担っている」と謳い、法律や政府の措置はじめ患者の権利が否定されるような場合には、「医師はこの権利を保障ないし回復させる適切な手段を講じるべきである」と、医療従事者こそが患者の権利擁護者たるべきことを明示しています。

優生条項は立法当初から人権を侵害するものであることは明らかだったのでから、手術に関わった医療従事者は、本来は患者の権利擁護者として、手術を拒否し、法の廃止に向けて国に働きかけるべきでした。このような歴史への反省を踏まえ、医療基本法には、「医療従事者は、患者の権利擁護者である」ことを明確に規定すべきであると考えます。

- 3 医療基本法については、国による控訴断念により確定した2001年5月のらい予防法違憲国賠訴訟熊本判決を受けた検証会議、再発防止検討会において、再発防止のためには患者の権利擁護を中心とする医療基本法の制定が強く求められるとの提言がなされ、わたしたちもその理念に共感し、活動してきました。

ハンセン病問題は、国が法律に基づき意図的にハンセン病に対する偏見差別を作出助長し、患者や家族が強烈な偏見差別の対象とされる社会構造が構築されたことによるものですが、旧優生保護法もまた国家としての優生政策の推進により障がい者等が偏見差別の対象とされる社会構造を構築してきたと言えます。かかる社会構造を抜本的に変えるためには、医療の基本理念が患者の権利の擁護にあり、医療従事者こそがその担い手であるということを明確にする「医療基本法」の制定が不可欠です。

今回の大法廷判決は、そのことを改めて浮かび上がらせたものというべきです。今こそ、速やかなる医療基本法の制定に向けて、具体的に踏み出すべきです。

以上

発表団体一覧

医療の良心を守る市民の会	会長	永井裕之
一般社団法人日本ALS友の会	会長	恩田聖敬
一般社団法人日本難病・疾病団体協議会	代表理事	吉川祐一
医療過誤原告の会	会長	宮脇正和
医療問題弁護団	代表	安原幸彦
NPO法人ブーゲンビリア	理事長	内田絵子
NPO法人日本ナルコレプシー協会	理事長	原泰介
患者の権利オンブズマン東京	幹事長	谷直樹
公益社団法人日本医療ソーシャルワーカー協会	会長	野口百香
公益社団法人日本社会福祉士会	会長	西島善久
公益社団法人日本精神保健福祉士協会	会長	田村綾子

社会福祉法人復生あせび会相談事業部

会長 佐藤 エミ子

公益社団法人日本医療社会福祉協会

会長 早坂 由美子

障害者の生活保障を要求する連絡会

代表 尾上 裕亮

東京H I V訴訟弁護団

代表 清水 洋二

ハンセン病国賠訴訟東日本弁護団

事務局長 赤沼 康弘

Medical Basic Act Community

代表 前田 哲兵

薬害オンブズパーソン会議

代表 鈴木 利廣

薬害肝炎全国原告団

代表 及川 綾子

薬害肝炎全国弁護団

代表 鈴木 利廣

ハンセン病国賠訴訟瀬戸内弁護団

事務局長 近藤 剛

医療事故防止・患者安全推進学会

代表 隅本 邦彦

九州・山口医療問題研究会

幹事長 安部 尚志

患者の権利法をつくる会

事務局長 小 林 洋 二

ハンセン病国賠訴訟全国原告団協議会

会長 志 村 康

ハンセン病国賠訴訟西日本弁護団

代表 徳田靖之・八尋光秀

患者なっとくの会 INCA

代表 小 沢 木 理

きんつう相談室

代表 橋 本 裕 子

患者の声協議会

代表 長谷川 三枝子

特定非営利活動法人大阪医療ソーシャルワーカー協会

代表理事 藤 井 由 記 代

一般社団法人北海道医療ソーシャルワーカー協会

会長 木 川 孝 一

兵庫県医療ソーシャルワーカー協会

会長 谷 義 幸

一般社団法人京都医療ソーシャルワーカー協会

会長 島 田 浩

一般社団法人全日本視覚障害者協議会

代表理事 山 城 完 治

高知県医療ソーシャルワーカー協会

会長 中 本 雅 彦

一般社団法人群馬県医療ソーシャルワーカー協会	会長	狩野	寛子
広島県医療ソーシャルワーカー協会	会長	芝伐	達哉
一般社団法人全国ファブリー病患者と家族の会	会長	原田	久生
沖縄県医療ソーシャルワーカー協会	会長	新垣	哲治
岩手県医療ソーシャルワーカー協会	会長	小泉	進
福井県医療ソーシャルワーカー協会	会長	三嶋	一輝
一般社団法人千葉県医療ソーシャルワーカー協会	会長	朝野	信司
一般社団法人岐阜県医療ソーシャルワーカー協会	会長	武山	修
一般社団法人東京都医療ソーシャルワーカー協会	会長	平田	和広
一般社団法人岡山県医療ソーシャルワーカー協会	会長	森田	千賀子
公益社団法人埼玉県医療社会事業協会	会長	杉山	明伸
一般社団法人大分県医療ソーシャルワーカー協会	会長	脇坂	健史

山口県医療ソーシャルワーカー協会

会長 日 野 隆

宮崎県医療ソーシャルワーカー協会

会長 小 森 有 芙 子

一般社団法人福岡県医療ソーシャルワーカー協会

会長 浦 川 雅 弘

栃木県医療社会事業協会

会長 荻 津 守

秋田県医療ソーシャルワーカー協会

会長 田 口 敦

一般社団法人神奈川県医療ソーシャルワーカー協会

会長 佐 野 晴 美

(以上、52団体)